

平成30年度第2次補正 事業承継補助金

交付規程に係る訂正

平成30年度第2次補正事業承継補助金の交付規程について、下記のように誤植などの訂正及び内容の改訂をする。補助金事務局は、最新版の交付規程を正しいものとして、2019年7月12日以降取り扱うため、申請者及び申請をご検討されている事業者の皆さまにおかれては、訂正内容をよくご確認ください。

平成30年度第2次補正 事業承継補助金 交付規程訂正に係る正誤表

2019年4月12日版	2019年7月12日一部改訂版
2ページ 第5条 二 地域経済に貢献している中小企業者等であること、・・・	第5条 二 「地域経済に貢献している中小企業者等であること、」の部分は、次列に入っている文章と重複するため削除
4ページ 三 経営革新等の取組とはが以下に例示する内容を・・・ イ 新商品の開発又は生産 ロ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ハ 役務の新たな提供の方式の導入 ニ 新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組、事業転換による新分野への進出 等	三 経営革新等の取組とは以下に例示する内容を・・・ イ 新商品の開発又は生産 <u>ロ 新役務の開発又は提供</u> <u>ハ</u> 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 <u>ニ</u> 役務の新たな提供の方式の導入 <u>ホ</u> 新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組、事業転換による新分野への進出 等 ・ 行字の「が」を削除 ・ 「 <u>ロ 新役務の開発又は提供</u> 」を追加。それに伴い、ハ、ニ、ホの箇条書きが変更。
6ページ (計画変更の承認等) 第13条 一 補助対象経費の配分された額を変更しようとする場合。 <u>ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。</u>	(計画変更の承認等) 一 補助対象経費の配分された額を変更しようとする場合。 <u>「ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。」</u> を削除。
8ページ (交付決定の取消し等) 第21条 事務局は、第13条第1項第三号 <u>及び第四号</u> の補助事業の全部若しくは一部の中止・・・	(交付決定の取消し等) 第21条 事務局は、第13条第1項第三号の補助事業の全部若しくは一部の中止・・・ <u>及び第四号</u> を削除

<p>14 ページ</p> <p>様式第 1</p> <p>5. 補助対象者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>②<u>5</u>. 事業実施期間内に、・・・</p> <p>④補助対象者は、補助金に係る</p>	<p>様式第 1</p> <p>5. 補助対象者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>②<u>4</u>. 事業実施期間内に、・・・</p> <p>「5 → 4」に修正</p> <p>④補助対象者は、補助金<u>等</u>に係る</p> <p>「等」を追加</p>
<p>19 ページ</p> <p>様式第 6</p> <p>取得財産管理明細表</p>	<p>様式第 6</p> <p>取得財産<u>等</u>管理明細表</p> <p>「等」を追加</p>
<p>24 ページ</p> <p>様式第 10</p> <p>産業財産等取得等届出書</p>	<p>様式第 10</p> <p>産業財産<u>権</u>等取得等届出書</p> <p>「権」と追加</p>
<p>26 ページ</p> <p>予備様式第 1</p> <p><u>交付申請者名</u></p>	<p>予備様式第 1</p> <p><u>補助対象者名</u></p> <p>に修正</p>